

令和 4 年 第 2 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 4 年 6 月 2 4 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第１号（令和４年６月２０日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 4 3 号	令和４年度別海町一般会計補正予算（第２号）
日程第 8	議案第 4 4 号	令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第 9	議案第 4 5 号	令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第１号）
日程第 1 0	議案第 4 6 号	別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 4 7 号	別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 4 8 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 4 9 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 0 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 1 5	議案第 5 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 5 2 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 7	議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について（国営太陽光発電施設出力制御対応工事）
日程第 1 8	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について（大成５３線地区農道改良舗装工事）
日程第 1 9	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（町道上春別原野５４線舗装修繕工事）
日程第 2 0	議案第 5 6 号	財産の取得について（スクールバス）
日程第 2 1	議案第 5 7 号	財産の取得について（空缶選別圧縮機）
日程第 2 2	議案第 5 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 3	議案第 5 9 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について
日程第 2 4	報告第 5 号	令和３年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 5	報告第 6 号	令和３年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第 2 6 報告第 7 号 令和 3 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 2 7 報告第 8 号 令和 3 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 4 3 号	令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 4 4 号	令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 5 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 4 6 号	別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 4 7 号	別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 4 8 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 4 9 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 0 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 1 5	議案第 5 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 5 2 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 7	議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について（国営太陽光発電施設出力制御対応工事）
日程第 1 8	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について（大成 5 3 線地区農道改良舗装工事）
日程第 1 9	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事）
日程第 2 0	議案第 5 6 号	財産の取得について（スクールバス）
日程第 2 1	議案第 5 7 号	財産の取得について（空缶選別圧縮機）
日程第 2 2	議案第 5 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 3	議案第 5 9 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について
日程第 2 4	報告第 5 号	令和 3 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 5	報告第 6 号	令和 3 年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 2 6	報告第 7 号	令和 3 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 7	報告第 8 号	令和 3 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

○出席議員（１５名）

1 番 宮 越 正 人
 3 番 田 村 秀 男
 5 番 外 山 浩 司
 8 番 松 壽 孝 雄
 10 番 小 林 敏 之
 12 番 松 原 政 勝
 14 番 佐 藤 初 雄
 議 長 16 番 西 原 浩

2 番 横 田 保 江
 4 番 小 椋 哲 也
 7 番 木 嶋 悦 寛
 9 番 今 西 和 雄
 11 番 瀧 川 榮 子
 13 番 中 村 忠 士
 副議長 15 番 戸 田 憲 悦

○欠席議員（１名）

6 番 大 内 省 吾

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 登 藤 和 哉
 選挙管理委員会委員長 永 田 雅 夫
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建設水道部長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 中 村 公 一
 農業委員会事務局長 内 山 宏
 総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕
 教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
 総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 西春別支所長他 小 村 茂
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町 民 課 長 皆 川 学
 老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
 水産みどり課長 田 村 康 行
 建築住宅課長 川 畑 智 明
 上下水道課長 谷 村 将 志
 指 導 参 事 吉光寺 勝 己
 学校教育課長他 池 田 卓 也
 中央公民館長 新 堀 光 行
 総 務 課 主 幹 佐 藤 亮

副 町 長 佐 藤 次 春
 代表監査委員 竹 中 仁
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産業振興部長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 病院事務長 三 戸 俊 人
 選挙管理委員会書記長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 干 場 みゆき
 産業振興部次長 佐々木 栄 典
 生涯学習センター長他 新 堀 光 行
 総合政策課長 寺 尾 真太郎
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防災交通課長 麻郷地 聡
 尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫
 介護支援課長 高 橋 勇 樹
 町民保健センター・母子健康センター長 入 倉 伸 顕
 農 政 課 長 小 野 武 史
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 事 業 課 長 外 石 昭 博
 上下水道課技術長 袴 田 充 輝
 学務・スポーツ課長他 宮 本 栄 一
 生涯学習課長他 福 原 義 人
 図 書 館 長 他 堺 啓 史
 税 務 課 主 査 伊 藤 武 史

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士

1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用と事務局の写真・動画撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

また、本日は議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。

ただいまから令和4年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は6番大内議員であります。

◎表彰状の伝達

○議長（西原 浩君） ここで、議事に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（干場富夫君） このたび、永年にわたる議員の職責をとおして、地方自治の振興・発展に貢献された功績により、北海道町村議会議長会から令和4年自治功労者として、佐藤初雄議員が議員在職25年以上表彰を、西原浩議長が議員在職15年以上表彰を受章されました。

このことを受けまして、これより戸田副議長から表彰状の伝達を行います。

佐藤議員、西原議長は、質問者席前にお並び願います。

それでは、お名前を読み上げますので、順に前にお進みください。

佐藤初雄議員。

（14番 佐藤初雄議員登壇）

○副議長（戸田憲悦君） 表彰状。

別海町議会佐藤初雄殿。

あなたは、議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の進振興及び住民福祉の向上に盡され、もって地方自治の発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。

北海道町村議会議長会、会長渡部孝樹。

（表彰状授与）

（拍手）

○議会事務局長（干場富夫君） 西原議長。

（16番 西原浩議員登壇）

○副議長（戸田憲悦君） 表彰状。

別海町議会西原浩殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。

北海道町村議会議長会、会長渡部孝樹。

（表彰状授与）

（拍手）

○議会事務局長（干場富夫君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

佐藤議員、西原議長は、席にお戻りください。

○議長（西原 浩君） それでは、会議を続けます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

6月7日及び6月16日に開催いたしました議会運営委員会で、第2回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第2回定例会に町側から提出されております案件は、全部で21件であります。

内容は、令和4年度各会計補正予算3件、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、規約の変更が3件、工事請負契約の締結が3件、財産の取得が2件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が1件、あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更が1件、令和3年度繰越明許費等の繰越計算書の報告が4件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の3件、別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑・討論・採決すべきものとし、令和4年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に、別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の制定については、新規条例ですので、総務文教常任委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和４年度各会計補正予算３件、議案第５０号から議案第５２号の３件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

各会計の繰越明許費等繰越計算書の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第２回定例会の会期は、６月２０日から６月２４日までの５日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

２日目は、一般質問を行い、３日目と４日目は休会とします。

３日目は、令和４年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、午後から産業建設常任委員会、４日目は、総務文教常任委員会と福祉医療常任委員会をそれぞれ行います。

５日目最終日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員発議案件の内容説明・質疑・討論・採決、議会制度調査特別委員会からの最終報告等を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、中村議員、木嶋議員、外山議員、瀧川議員の６名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるように、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、４件であります。

内容は、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を戸田議員から、地方財政の充実・強化を求める意見書案を木嶋議員から、北方四島へのロシア法令に基づく「特惠制度」に対する意見書案を私、小林が提出し、豪雪地帯における介護事業所への適切な評価を求める意見書案を今西議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和4年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

また、冒頭に当たり、お2人の議員が永年の表彰を受けられました。

今後とも、末永く町のために御尽力賜りますようこの場をお借りしてお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、国が新たに指定する国定公園候補地、これに「野付半島・風蓮湖・根室半島」が選ばれたことについてでございます。

新聞報道等によりますと、既に御承知のこととは存じますが、環境省は14日、国立・国定公園の新規指定や大規模拡張の候補地のうち、国定公園に新たに指定する候補地として、野付半島・風蓮湖・根室半島を選出したことを公表いたしました。

同省によりますと今回の選出は、生物多様性を守るために、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域にするとの国際目標を達成する狙いで、候補地を選定するものでして、野付半島・風蓮湖・根室半島は、国内有数の湿地が森や海に分布し、国内屈指の野鳥の生息地であることや海草のアマモが国内最大規模で繁茂していることが評価されたものでございます。

既存の「野付風蓮道立自然公園」を広げる方針で、2030年までの指定を目指し、地元関係機関との調整を進めるとのこととありますので、今後、国及び北海道からの具体的な動きがあることと思われそうですが、指定による自然環境のさらなる保全と、既存の生活者に対する新たな規制や制限の有無、この両面について、注視していきたいと考えております。

次に、5月18日の臨時会以降、この間に行った主な要請活動について御報告いたします。

6月2日、防衛省に対しまして、令和5年度の防衛関連事業予算の確保のほか、別海駐屯地の充実、矢臼別演習場での訓練における騒音対策・民生安定対策について、別海町と

して単独要請を行いました。

要請では特に、現在のロシア・ウクライナ情勢の下、別海駐屯地が存在することの必要性や極めて重要な役割を果たしていること、また、矢臼別演習場においては、実施される演習により直接障害を受ける周辺住民が、長年にわたり騒音や振動等による、将来の生活に不安をもっていることを強く訴えたところでございます。

町としては、地域の安全・安心の観点のもとより、まちづくりに欠かすことのできない存在であります別海駐屯地のさらなる充実と、演習においては、周辺住民の不安解消のための騒音・民生安定対策について、今後も引き続き、粘り強く要請活動を行うことといたします。

また、同日午後には、北海道知事及び千島歯舞諸島居住者連盟理事長と共に、北方領土隣接地域振興対策根室管内首長の一員として、岸田総理をはじめとする関係大臣等に対し、北方領土問題の解決等に向けた要請を行いました。

要請では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が続く中、北方四島の返還に向け外交交渉を継続することや、コロナ禍以来、見送りが続いているビザなし交流等の、北方四島との交流事業に代わる別の事業への支援などを要請したところでございます。

岸田総理からは、代替事業として何ができるか考えていく旨の発言があったところでございますけれども、つい先日、国として、交流船「えとぴりか」を活用した洋上慰霊を複数回実施する方向で調整に入ったとの新聞等による報道があり、私としても期待をしているところでございます。

今後も、北海道をはじめ、管内隣接自治体、北方領土関連団体との強い連携の下、元島民の皆様の思いをしっかりと訴えて行きます。

要請に係る報告は、以上です。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

本町における新規陽性者につきましては、4月17日からの1週間で65人が確認されたのをピークに、その後減少傾向にあり、6月10日以降、新規陽性者は確認されておらず、6月17日療養者も0人となりまして、ようやく落ち着きを取り戻しつつあると言える状況でございます。

このことから、今後は基本となる感染防止対策の徹底、継続を図りながらも、少しずつ以前の日常に戻ることを想定し、ウィズコロナ及びアフターコロナに即した対応と対策に努めていかなければならないと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン追加接種の状況についてでございますが、町立別海病院を会場に実施している3回目接種は、6月12日現在で、76.3%の方が3回目の接種を終えておりまして、おおむね計画どおり進んでおります。

3回目の追加接種は、5月21日をもって集団接種を終了していることから、現在個別接種により実施、対応をしております。

また、4回目となる追加接種については、町立別海病院の協力を得ながら準備を進めており、これまでの接種時の体制を基本として集団接種を実施いたします。

集団接種は、7月21日からの開始を予定しておりますので、対象になる3回目接種の完了から5カ月以上を経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方には、7月上旬から順次接種券をお送りする予定でございます。

また、高齢者施設等に入所されている方々につきましては、7月2日及び3日の2日間、施設を巡回し接種を行うこととしております。

申し上げましたスケジュールの下、4回目の追加接種についても関係機関と連携を図り、円滑に実施するよう努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

ここから産業の動向等についての報告をいたします。

酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、本年1月から4月末までで、17万1,000トン、これは対前年比103%、生産額で言いますと、173億円、これは対前年比100%となっております。

乳量は、生産基盤の拡大から増加しておりますけれども、生産額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、処理不可能乳の回避対策として受取乳代の調整があったことから、前年と同程度の実績となっております。

また、本年4月以降、生乳の増産抑制が始まっていることから、今後は昨年度と同程度の乳量で推移するものと考えておりますが、これらに加えまして、生産資材の高騰など、酪農情勢は非常に厳しい局面を迎えているため、引き続き動向を注視する必要があります。

続いて、作況についてですが、春先から比較的落ち着いた天候が続いていることから、1番草の生育状況は、平年より3日早く推移しておりまして、デントコーンについては、1日早く播種を終了しております。

既に、牧草収穫作業を開始されている農家もありますけれども、今年も良質な粗飼料が確保されることを期待しているところでございます。

次に、水産業の状況です。

春のホタテ漁は、5月31日で操業を終了しました。

水揚げ数量は、1万5,172トン、これは対前年比で73%と好調だった前年と比べますと伸び悩んでおりますけれども、中国をはじめとした海外からの旺盛な需要に支えられて、金額では49億3,000万円、これは対前年比で92%と数量と比べまして小幅な減少に留まりました。

このほか、ホタテを除く全魚種の比較では、数量は2,605トン、対前年比で84%に對しまして、金額では4億9,310万円、これは対前年比で119%となっており、昨年、北海道東部の太平洋沿岸で発生した赤潮の影響により、大きな被害を受けたウニの価格が高騰している中、水揚量も増えたことが水揚金額を押し上げている要因となっております。

また、野付湾の風物詩でもあるホッカイシマエビ漁については、これが6月上旬に資源量調査が行われましたけれども、水温が例年と比べ低かったことから本日再調査を行うこととなっており、本日再調査を行う予定となっておりますけれども、これもまた延期になりまして、明日以降に再調査することになりました。

その結果をもって、できれば今週中にいつから漁を始めるかということを決定的にというふうに考えているところでございます。

続いて、エゾシカ被害対策の銃器による春駆除の状況ですけれども、5月9日から31日までの予定で実施いたしました春駆除は1,300頭の計画に對しまして、1,295頭を駆除し、予定より2日早い5月29日に終了いたしました。

今後は、9月から予定しております秋駆除ですけれども、そして11月からは野付半島及び走古丹地区での囲いわなによる捕獲を実施することで、農林業被害や住民生活の環境改善に向けた個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業と観光についてでございます。

令和3年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建設業者の受注機会の確保を目的といたしました地域貢献中小企業支援事業、これに33件、また、開業・経営拡大支援等を目的としました起業家支援事業、起業は起こす業ですけれども、起業家支援事業に15件、そして、商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業は、一昨年同様、拡充を図りまして12件の補助を実施いたしました。

観光客の入込数は、令和3年度は対前年比103%の約17万1,000人と微増しております。2度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がありましたけれども、密にならない場所への少人数での旅行が好まれた傾向から、キャンプ場や野付半島が選ばれて、入込増加につながったものと捉えております。

また、3年ぶりに開催した「尾岱沼潮干狩りフェスティバル」は、密になることを避けるために、5月17日から6月3日の平日に開催し、7日間で1,066人が来場しました。

大変好評とのことから、6月28日からの4日間、こちらも平日ですけれども、追加で開催するとの報告を受けております。

次に、野付半島の木道についてです。

北海道が管理する観光船栈橋とトドワラ展望台を結ぶ木道の基礎部分が数か所にわたり破損していることから、安全性が確保できないということで5月16日から9月末までの間、通行止めとするとの通知を道から受けました。

本格的な観光シーズンを迎えて、既に観光船の予約が入っていることから、本町の観光名所であります野付半島への入込数に大きな影響を与える事態となったことから、大変困惑しております。

利用者の安全性を考えると受け入れざるを得ない状況ではありますが、今後このようなことがないように、北海道に対しまして管理の徹底と早期の修復をお願いしたいと考えております。

次に、コロナ禍における今後のイベントについてでございます。

本町を代表する三大イベントの一つであります6月下旬の「尾岱沼えびまつり」、10月中旬の「西別川あきあじまつり」については、それぞれの実行委員会において協議が行われまして、イベント開催における感染予防対策のガイドラインに則った実施が非常に困難であるとの判断から、本年度においても中止することといたしました。

なお、これまで5月下旬に実施しておりました「別海町植樹祭」は、1カ月開催時期を先延ばししまして、6月25日に規模を縮小した形で実施する予定をしております。

さらに、9月中旬の「別海町産業祭」についても、コロナ感染症の状況にもよりまされども、今後の実行委員会の中で、一部イベント内容の変更を検討しながら、開催する方向で協議を進めていきたいと考えております。

こうした動きにより、少しずつ町に活気が戻ることを期待するものですが、さらなる町内の活性化のためにも、新型コロナウイルス感染症が終息し、全てのイベントが再び開催できる状態に戻ることを切に願っているところでございます。

最後に、建設工事等の発注状況についてでございます。

6月2日現在で工事及び業務委託を合せまして、51件、約6億8,800万円と、本年度の計画の33%を発注しておりまして、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

今後においても、適期の発注を心がけ、事務を進めてまいります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が17件、報告が4件であります。

議案第43号は、令和4年度一般会計補正予算です。

主な内容ですが、経常経費では、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金等の返還金などが増額となり、また、事業経費では、道路事業関連の社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費調整減の一方で、新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種や、令和4年度住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、新型コロナ臨時交付金で実施する新型コロナ抗原定性検査キット購入等に係る事業、さらには水産物保管施設の非常用発電機設置事業などにより5,360万円を増額補正するものであります。

次に、議案第44号は、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算です。

当初予算編成時では、国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等が未確定な部分があることから、補正をすることを前提としていたものであります。

主な内容ですが、課税限度額の改正や所得の確定により、国民健康保険税収入全体で増額になることから、財政調整基金繰入金を減額とするなど20万円を増額補正するものです。

次に、議案第45号は、令和4年度下水道等事業会計補正予算です。

特定環境保全公共下水道事業で、国からの交付金内示通知を受け、収益的収入で334万5,000円、収益的支出で600万円、資本的収入及び支出でそれぞれ160万円を減額補正するものであります。

議案第46号別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、地方議員の成り手不足が深刻化する中、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、公職選挙法が改正され、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成が条例による選挙公営の対象とされたことを受け、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第47号別海町表彰条例の一部改正は、本町においては、文化・スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著な方を町民栄誉賞で表彰していますが、スポーツの分野において、オリンピックに出場し活躍する本町出身の選手が次々と誕生しており、今後も多くの選手の活躍が期待される中、現在の規定では表彰の対応が困難な場合もあるため、その功績に応じた適切な表彰を適宜行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の一部改正により、課税限度額の引上げについて定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第49号別海町介護保険条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料の減免について、令和4年度における取扱いが示されたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第51号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第52号北海道市町村退職手当組合規約の変更についての3件は、いずれも組合の構成団体に新たに1団体が加入したことに伴い、それぞれの組合から規約変更の協議があったものであります。

次に、議案第53号から議案第55号までの工事請負契約の締結については、6月2日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第56号と議案第57号の財産の取得については、6月2日に入札を行った取得物件で、スクールバス及び空缶選別圧縮機の予定価格が1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第58号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本議案は、尾岱沼、床丹及び美原辺地において、公共的施設を整備する必要があることから、令和4年度から令和8年度までの5年間の整備計画を新たに策定するものであります。

次に、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）については、尾岱沼漁港の整備に伴う公有水面埋立てに伴い、あらたに生じた土地を、地方自治法第9条の5第1項の規定により確認し、同法第260条第1項の規定により町の区域に編入するため、議会の議決を求めるものです。

報告第5号令和3年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号令和3年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第7号令和3年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第8号令和3年度別海町下水道事業会計予算繰越計算書については、いずれも令和4年度に繰り越した事業について、繰越計算書を調製したので、議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第47号から議案第59号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第59号までの13件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第43号から日程第9　議案第45号まで

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第43号令和4年度別海町一般会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第44号令和4年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第45号令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この3件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第43号令和4年度別海町一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第43号の内容説明させていただきます。

別冊の令和4年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億3,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、1項と2項で1,643万9,000円の増。

16款道支出金、1項と2項で2,223万円の増。

17款財産収入、1項で9万4,000円の増。

18款寄附金、1項で50万円の増。

19款繰入金、1項で6,270万円の増。

21款諸収入、5項で123万7,000円の増。

22款町債、1項で4,960万円の減。

歳入合計で5,360万円の追加です。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

2款総務費、1項と2項で2,155万6,000円の増。

3款民生費、1項と2項で6,315万8,000円の増。

4款衛生費、1項で5,945万2,000円の増。

6款農林水産業費、1項と3項及び4項で4,193万3,000円の増。

8款土木費、2項で1億3,378万6,000円の減。

10款教育費、3項で128万7,000円の増。

歳出合計で5,360万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ193億

3,900万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正で、1件の追加と3件の変更、3件の廃止です。

初めに、追加ですが、西春別ケアセンター整備事業は、建設から20年以上経過し老朽化の進む西春別ケアセンターの改修工事に係る実施設計について借入するもので、限度額は490万円で、起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

続いて、変更です。

1件目、橋梁長寿命化補修事業は、国からの社会資本整備総合交付金が減額内示になったものの、その不足分について地方債の借入で対応したいとする限度額の増額。

2件目の本別誘導線拡幅事業及び3件目の根室中部15号幹線拡幅事業は、国からの社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、事業量を変更し限度額を減額するものです。

事業ごとの変更額につきましては、説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率・償還の方法は、全事業ともに変更はありません。

5ページにお進みください。

続いて、廃止ですが、1件目の地域会館等整備事業、2件目の小学校設備整備事業、3件目の中学校設備整備事業は、いずれも歳入として北方領土隣接地域振興等推進費補助金を見込むことができるようになったため、財源を組替え、地方債を廃止するものです。

一番下段、追加、変更、廃止の合計になりますが、補正前の限度額12億3,690万円から4,960万円を減額し、補正後の限度額を11億8,730万円とするものです。

次の、7ページから24ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で、議案第43号一般会計補正予算（第2号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第44号令和4年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） 議案第44号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,020万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で2,430万7,000円の増。

2款道支出金、1項で9万円の増。

4款繰入金、1項と2項で2,419万7,000円の減。

歳入合計で20万円の追加です。

次に、歳出です。

1款総務費、1項と2項で20万円の増。

歳出合計で20万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,020万円とするものです。

3ページから7ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第45号令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） 議案第45号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で334万5,000円を減額し、5億3,253万1,000円とするものです。

収益的支出です。

1款下水道事業費用、1項で600万円を減額し、5億6,885万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1,298万1,000円は、引継金1,298万1,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1款資本的収入、1項と2項で160万円を減額し、4億6,485万4,000円とするものです。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で160万円を減額し、4億7,783万5,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業で、これは社会資本整備総合交付金の内示通知を受けて減額となります。

限度額5,760万円から80万円を減額し、5,680万円とするものです。

起債の方法、利率、償還方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計で、補正前限度額1億5,140万円から80万円を減額し、補正後限度額1億5,060万円とするものです。

3ページから6ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

続いて、7ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2,134万2,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は915万8,000円となる予定です。

次に、8ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

5,254万8,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処理欠損金も5,254万8,000円となる見込みです。

次の9ページの令和4年度別海町下水道等事業予定貸借対照表と10ページから11ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第45号下水道等事業会計補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第43号から議案第45号までの令和4年度別海町各会計補正予算の3件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和4年度別海町各会計補正予算の3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第45号までの3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第46号

○議長(西原 浩君) 日程第10 議案第46号別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長(浦山吉人君) 議長。

○議長(西原 浩君) 総務部長。

○総務部長(浦山吉人君) 議案第46号別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書では、4ページから8ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただきます、議案資料により御説明申し上げます。

別冊の議案資料1ページをお開き願います。

初めに、本条例の概要について申し上げます。

1の条例の趣旨、経緯についてです。

地方議会議員のなり手不足が深刻化する中、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、令和2年に公職選挙法が改正され、町村の選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が条例による選挙公営の対象とされました。

選挙公営の対象拡大は、町の財政負担が増加するものではありませんが、候補者の負担の軽減は、多様な人材の議会参加の促進に資するものであることから、本町においても選挙公営の対象を拡大するため、本条例を新たに制定をするものです。

なお、公職選挙法の改正では、町村議会議員選挙のビラ頒布を解禁するとともに、選挙公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が併せて導入をされています。

次に、2の条例の概要についてです。

条例では、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公費負担について、その上限額、契約届出及び支払手続等について、それぞれ規定をしています。

次に、3の施行日、4の適用区分についてです。

この条例は、公布の日から施行し、施行日以後に告示される選挙から適用することとしています。

次に、2ページを御覧ください。

ここからは、条例本文についてです。

各条とも、囲み枠内の解説に基づいて御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について規定をしています。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について規定しています。

公費負担の限度額の範囲内において選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を定めるもので、1日当たりの限度額は、公職選挙法施行令に規定をしている金額64,500円としています。

また、供託物が没収されない候補者に限り適用される旨も定めているところです。

第3条は、3ページにかけて、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して届出をする必要があることを規定しています。

道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業とは、タクシー、ハイヤー等の乗客数11人未満の旅客運送事業者となります。

この事業者との契約は、自動車借入、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ内容になります。

その他の者とは、それらの事業者以外のレンタカー業者等をいいます。

なお、生計を一にする親族が所有するマイカーを借りる場合には、その者が契約に係る業務を業として行っていなければ公費負担の対象外となります。

第4条は、4ページ下段にかけてまでになりますが、選挙運動用自動車の公費負担における契約ごとの限度額及び支払手続について規定をしています。

本条第1号は、ハイヤー等方式による契約の場合で、1日1台につき64,500円に日数を乗じて得た額を、候補者の契約に基づき、相手方事業者からの請求により町が支払うことを定めています。

本条第2号は、レンタカー方式による契約の場合で、アの自動車借入契約にあっては、1日1台につき15,800円に日数を乗じて得た額を、イの燃料供給契約にあっては、1日に7,560円に日数を乗じて得た額を、ウの運転手雇用契約にあっては、1日1人につき12,500円に日数を乗じて得た額を、それぞれ候補者の契約に基づき、相手方事業者からの請求により町が支払うことを定めています。

第5条は、4ページ下段から5ページ上段にかけてになりますが、選挙運動用自動車使用契約の指定について、複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされる旨を規定をしているものです。

第6条は、選挙運動用ビラについて、公費負担の限度額の範囲内において無料で作成することができる旨を、また、無料で作成できるのは、供託物が没収されない候補者に限り適用される旨を規定しているものです。

第7条では、選挙運動用ビラ作成における選挙公営制度を利用するにあたり、業者との間で契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して届出をする必要があることを規定しています。

第8条は、5ページ下段から6ページ上段までになりますが、選挙運動用ビラの公費負担における作成単価の限度額及び支払手続について規定をしています。

作成単価の限度額については、公職選挙法施行令に規定している単価である7円51銭としています。

なお、作成枚数の限度については、公職選挙法の規定により町長選挙で5,000枚、町議会議員選挙で1,600枚となり、作成単価に作成枚数を乗じて得た額を、候補者の契約に基づき、当該ビラ作成事業者からの請求により町が支払うことを定めています。

第9条は、選挙運動用ポスターについて、公費負担の限度額の範囲内において無料で作成することができる旨を、また、無料で作成できるのは、供託物が没収されない候補者

に限り適用される旨を規定しています。

第10条では、選挙運動用ポスター作成における選挙公営制度を利用するにあたり、業者との間で契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して届出をする必要があることを規定しています。

第11条は、6ページ下段から7ページ中段までになりますが、選挙運動用ポスターの公費負担における作成単価の限度額及び支払手続について規定をしています。

作成単価の限度額については、公職選挙法施行令に規定している単価である525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額とし、候補者の契約に基づき、当該ポスター作成事業者からの請求により、町が支払うことを定めています。

参考までに、直近の町長、町議会議員選挙のポスター掲示場数である72か所で算出をすると、作成単価の限度額は4,839円となります。

なお、作成枚数の限度については、ポスター掲示場数に1.2を乗じた数の範囲内としています。

第12条では、本条例の施行に関し必要な手続等については、選挙管理委員会に規程等の作成を委任することを規定しています。

附則として、第1項では、本条例の施行日は、公布の日からとしています。

第2項では、本条例の適用は、本条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙からであることを規定しています。

以上をもちまして、議案第46号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 条例の趣旨及び経緯の中で、選挙公営の対象拡大は町の財政負担が増加するものになるというふうに述べられていますが、これはおおよそでしかわからないと思いますが、どのぐらいの負担になると考えているのか、お知らせいただきたいのとその財源は全部町費からということになるのか、他から出るってということになるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） まず、町の負担額ということでございますけれども、直近の選挙、直近の令和2年度の別海町長選挙、平成31年の別海町議会議員選挙を基に平均値と最大値を算出いたしましたので、その額で御報告をさせていただきたいと思います。町長選挙では44万円から90万円の範囲内の金額、平均値から最大値ということで、そのぐらいの金額の幅を想定しているところです。

それから、町議会議員選挙では221万円から458万円程度、これについては議員の立候補者の数、そして届け出たそれぞれの費用の金額により平均値等を出しているところでございます。

それから、選挙に係る費用の負担ということですが、基本的には、町の一般財源で賄うということになりますけれども、令和3年度の特別交付税、一般的な特別交付税の

算定の方を確認してみたところ、今回公営になる項目につきましては、特別交付税での算定項目に見込まれているということを確認いたしましたので、金額についてははっきりしたものというのとはなかなか見込めないところでございますけれども、算定項目の要素にはなっているということを確認させていただきました。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

供託物が没収されない候補者に限りっていうふうにしてあるんですけど、この内容についてお聞きます。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

供託金につきましては、まず、従来から町長選挙については50万円、それから町議会議員選挙につきましては、このたびの改正に基づき15万円の供託金ということが定められたところでございますけれども、町長選挙につきましては、有効投票総数を10で割ったものに、投票数が満たなかった場合には没収ということになります。

それから、町議会議員選挙につきましては、有効投票総数を議員定数で割ったものを、さらに、10で割った場合、その票に満たなかった場合については、没収という内容になるということでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第46号別海町議会議員及び別海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第47号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第47号別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議案第47号別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

まず、本条例改正の概要について申し上げます。

本町の表彰では、文化・スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著な方を「町民栄誉賞」で表彰しております。

スポーツの分野においては、オリンピックに出場し活躍する本町出身選手が次々と誕生

しており、今後も多くの選手の活躍が期待されていますが、現在の条例等の規定では表彰の対応が難しくなっております。

このことを受けまして、スポーツ・文化等の国際的な場で活躍する本町出身選手等に対して、その功績に応じた適切な表彰を適宜行うため、条例を改正しようとするものであります。

なお、町民栄誉賞の表彰は、スポーツ以外の分野で活躍した方についても、適切・適宜に対応する必要があることから、改正は文化等の分野も含めた内容となっております。

議案書では、9ページと10ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただきます、別冊の議案資料により御説明をいたします。

議案資料の8ページをお開き願います。

8ページから10ページが本改正案の新旧対照表です。

11ページにお進みください。

改正要旨を別海町表彰条例等の一部を改正する条例資料により、御説明いたします。

なお、本資料のうち、一つ目の表、表彰の種類の内容は、表彰条例ではなく、条例改正後に改正を予定している表彰条例施行規則の中で規定するものですが、条例改正の趣旨を明確にするためお示しをさせていただくものです。

1、改正の目的です。

オリンピック等の国際的な大会に出場し、活躍する別海町出身のスポーツ選手が次々と誕生し、今後も多くの選手の活躍が期待される中、スポーツ・文化の分野で活躍する選手等の表彰に対応するため、町民栄誉賞に関する規定を改定するものです。

2、改正の内容です。

表は、右が改正前、左が改正後となっています。

(1) 表彰の種類で、条例第3条に関する事項になります。

改正前は、表彰基準にある全国及び国際的な場で輝かしい活躍をした者、こちらを町民栄誉賞として表彰できることとしていますが、今回の改正では、奨励賞を新設するとともに、それぞれの表彰基準を明確化しようとするものです。

それぞれの表彰基準を読み上げさせていただきます。

まず、新設の奨励賞です。

1、オリンピック大会又はパラリンピック大会において、入賞した者。3位以内は除きます。

2、スポーツの国際的な大会において、優勝又はそれに準ずる成績を収める等、輝かしい活躍をした者。

3、文化等の分野の全国的なコンクール等において、最高の成績又はそれに準ずる成績を収める等、輝かしい活躍をした者。

4、文化等の分野の国際的なコンクール等において、上位の成績又はそれに準ずる成績を収める等、活躍をした者

続いて、町民栄誉賞になります。

1、オリンピック大会又はパラリンピック大会において、3位以内となった者。

2、オリンピック大会又はパラリンピック大会に出場し、他の国際的な大会においても活躍し、かつ、現役を引退した者。

3、文化等の分野の国際的なコンクール等において、最高の成績又はそれに準ずる成績を収める等、輝かしい活躍をした者。

(2) 表彰の調査です。条例第7条に関する事項です。

改正前の調査時期は、毎年4月1日現在をもって調査としていますが、改正後の奨励賞と町民栄誉賞の調査時期は随時調査としようとするものです。

これらにより、表彰基準に達した方がいらっしゃる場合、遅滞なく調査し、その功績に応じた適切な表彰を行うことができると考えております。

3、施行日です。

「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

8ページにお戻りください。

新旧対照表となります。

表は、右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

まず、第3条では、資料で御説明した奨励賞を加えるものです。

第4号の次に、第5号「別海町奨励賞、文化・スポーツ等の分野において活躍をし、その功績が特に顕著な者」を加え、以降の号を1つずつ繰り下げるものです。

9ページにお進みください。

第6条と第9条では、賞の名称を条及び号番号による表記に改めるなど改正を行おうとするものです。

第7条では、これまで4月1日のみだった調査日を、奨励賞と町民栄誉賞については、活動等の状況調査を随時とする規定を加えるとともに、所要の改正を行おうとするものです。

その他、漢字と平仮名が混在していた「者」や「表彰者」と「被表彰者」などの表記の揺れを整備するものですが、詳細な説明については省略をさせていただきます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 11ページの町民栄誉賞について2点質問いたします。

まず1点目は、2番目のオリンピック大会またはパラリンピック大会に出場し、他の国際的な大会において活躍してありますが、他の国際的な大会においての活躍というのはどういう内容を指すのかということが1点。

2点目が、現役を引退した者ということで、現役を引退ということなんですが、特にこだわってというか、この現役を退いたというものについての解釈をお願いします。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） まず1点目でございますけれども、国際的な大会で活躍した場合ということでございますが、例えばオリンピック大会以外でもワールドカップなどさまざまな大会があると思いますけれども、そちらで優勝するなど非常に優秀な成績を収められた場合、または日本の新記録を更新されたとかですね、そういうような状況もあるかというふうに思っております。

そして引退ということでございますけれども、スポーツ選手には必ず引退というものについて回るのかなというふうに思っております。

奨励賞を表彰された方が、さまざまなことで活躍をされ、その後、引退をされたときというのは、栄誉賞ということで表彰させていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

それでは、そのほかの方質疑ございますか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点お聞きしたいと思うんですが、国際的な大会っていう言葉がありますが、いろんなレベルがあるかなと思うんですね、アジア大会であるとか、環太平洋大会であるとか、あるいは全世界的な大会であるワールドカップ級のもので、全世界的な大会までいろいろあると思うんですが、それはどういうものを指すのか教えてください。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

国内と国外というふうに区別をしてございます。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 若干補足して説明させていただきたいと思います。

今、次長の方から国内と国外という区分というふうに申し上げましたけれども、いわゆる国外で行われる大会については、基本的には国際大会ということに位置づけをさせていただきながら、先ほど改正の中でも申し上げましたけれども、随時、その辺の状況については、調査をさせていただく上で表彰の選考に係る基礎として、材料とさせていただくということを予定しています。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっとわかりにくかったんですが、国内でやる国際大会もあるんでね、それは国際大会っていう位置づけだと思うんだけどその点の確認と、それから具体的に言うと例えばですよ、例えばアジア大会、アジアでのチャンピオン決めるっていうそういうアジア大会なども入るっていう考え方でよろしいんでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 失礼いたしました。

国内において行われる国際大会も当然まず対象になってくるということが1点です。

それから、中村議員おっしゃる意図というのは、例えば全世界的な規模の国際大会というものと、世界を一定地域、アジアの地域であったりヨーロッパの地域であったりというふうに区切ったものに対しても、同じように国際大会ということに位置づけるのかということかと思いますが、基本的には国際大会という中でのくくりで捉えようというふうに考えています。

今回、世界の舞台でですね、活躍する方を広く対象として、従来にあった町民栄誉賞に加えてですね、奨励賞という部分を設けさせていただきまして、それらの賞を新たに設け

ることによって、広く対象者をですね、拾っていきたいということを意図しているというところでございます。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

そのほか。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今までやっててこういう形で新たにということなんですけど、今までの経緯の中では、町長が諮問して審議委員会の中で、最終的に決定してっていうそういう経緯は変わらないっていうことかなっていう気がするんですけど。

この示された資料の条文で10ページの10条で初めて審議委員会の同意を得て、これは除外することのあれが書いてあるんですけど、要するに前段に言ったことは変わらず審議委員会の検討を経て、最終的にやっていくというふうに理解してよろしいですか。

その辺確認です。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

審議委員会の役割は変わっておりませんので、これまでと同様に審議委員会の決定をもって表彰となります。

○議長（西原 浩君） 今西議員よろしいですか。

そのほか。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

スポーツの大会の中には、国際大会の中ではシニアの大会とそれ以外の年齢別のカテゴリーの大会があると思うんですけど、その年齢別カテゴリーも全て含めた形で考えられているのかお聞かせください。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

ただいま、議員が申し上げられましたことは全て含めてございます。

○議長（西原 浩君） 木嶋議員よろしいですか。

そのほか。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

私も長い間スポーツに関わってきているんですけども、表彰の判断基準ですか、成績基準なんですけども、もうとてつもない、そのきつい基準だっていうその気がしています。

これ何かを参考にこう例えば入賞やらメダルやらということで、国際大会でメダルやらということで決めたのか、ちょっとその辺をちょっと聞かせください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今回の条例改正の趣旨でございますけれども、今までは町民栄誉

賞という1つしかなかったという中で、例えばオリンピックの出場なんかも何度も出場する場合もありうるということが出てきて、最初の成績を見て賞を決めて、その後さらにいい成績を挙げた時にどうするのかと。

いろいろ今までは種類が1つしかなかったんで、それでは同じ賞を前回オリンピック出たときは8位でした、今回オリンピックに出た時はメダルをとりましたなんていう時に、どういう対応するかっていうのは非常に悩ましいことが出てきて、そこで少しその成績を分けて、そのランクアップした成績や実績に対してそれぞれ対応していこうという考え方で今回改正をするということです。

それから、その対象者ですけれども、できるだけ広くうちの町、別海町を広めてくれた、名前を売ってくれた、そして子供たちに夢を与えてくれた、そういう成績を挙げた方々には広く表彰していきたい、そういう思いで門戸を広げるという意味で奨励賞というのを作ったわけですし、これ以上の町民栄誉賞以上の成績を、例えばオリンピックで金メダルをとったとかっていうのは、さらに偉大な成績が出た場合には、この上にもう1つ本当に特別という名前のつく表彰規定もありますんで、一応細かく言えば3段階に分けるような条例に考えたという案でございますんで、基本はできるだけ多くの町出身者の選手の方々を表彰していこうという考え方ですので、そこら辺を御理解よろしくお願いします。

まだ、細かくどの大会までとかいうところは、なかなかそれぞれこれからどんな大会が出てくるか、どういう年齢層の人たちが出てくるかっていうのはわかりませんので、今、細かく決めてしまうということではなくて、できるだけ対象にしていこうと。

後は、その時その時の事情によって、審議会と町長部局としっかり連携をとり、理解し合ってその対象者を決めていきたいとそういう考え方でございます。

御理解よろしくお願いします。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長の説明した趣旨は理解できますけれども、今のですね、表彰規定に合致する成績を上げるためにですか、例えば第1回目もらったのは楠瀬志保さんだと思うんですけども町のですね、それからその20年、30年してから今こういう今3人のオリンピック選手が出るという状況になったんですけども、それはそのたまたま30年かかっての話ですから。

それで、いろんな成績もこれからその計算できる加味できるということになってるんですけども、これは日本中が驚くような特別な状態ですってですね、これが恒常的なになればありがたいんですけども、これぐらいいきつい表彰規定だと本当にこう、本当に30年に1人出れば、それでもいいんですけども、もう少しその国民栄誉賞に匹敵するぐらいの成績ですから、そういうことではなくて、もう少し町長おっしゃったように広く浅くですか、いろんな人にいろんな子供たちやら町民の皆さんに夢を与えられるような規定の段階に変えるということもその検討できないでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 先ほど来の何名かの質問も含めてなんですけども、ちょっと表彰のその基準ですけどもね、ここでちょっとわかりづらい部分が、誤解があるのかなと思うんですけどもね、町民栄誉賞というのは、今までのランクをですね、決して高くしたわけでもないんですよ。

その間に、奨励賞を作ったということですので、わかりやすく理解してほしいんですけども、まず、町民栄誉賞をオリンピックで3位以内になったら、まず町民栄誉賞ですよ、メダルを獲ったら町民栄誉賞です。

で、メダルを獲らなくてもですね、2番目のオリンピックパラリンピックに出場して、他の国際的な大会にも活躍してっていうことは、オリンピックに出る選手は他の大会にも必ずと言っていいくらい出てるんですよ。

これで、オリンピックで入賞しなくても3位まで入らなくても、かつ現役を引退した時には、町民栄誉賞ですよということはどうなってるんですよ。

ですから、町民栄誉賞というのは、オリンピックに出た人は、まず、皆さんに与えたいという思いで今回改正してるっていうことを理解してほしいんですよ。

奨励賞の方ですけども、オリンピック大会、パラリンピック大会において入賞した場合は奨励賞ですよ、3位までは除くということですけどね。

8位まではすぐそれは奨励賞ですと。

その他に、オリンピック大会に出なくても、スポーツの国際的な大会で優勝またはそれに準ずるような成績の場合は、奨励賞ですよっていうことですね、これ今までそういう規定がちょっと基準がなかったんですが、それらも先ほど町長が言ったようにですね、基準は少し広げたという思いで今回、奨励賞というのを新設したということですので、オリンピックに1回出て引退する場合、2回、3回出て活躍する場合といういろいろなことも想定できるんでないかということもあってですね、このような形にしたと。

あと町長が言ったのは、町民栄誉賞を受けた方でもですね、さらに優秀な場合は特別な表彰することができるという規定は残ってますので、何回も例えばオリンピックに出たような選手がいた場合は、それはその時にまた検討するという考え方。

決して厳しくしたということではありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、オリンピックですが、国際大会以外での活躍の方につきましては、これまでと同様、教育委員会でのですね、貢献賞ですとか、そういうものについてはそのまま残していきたいというふうに考えております。

○議長（西原 浩君） 宮越議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第48号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） 議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、令和4年3月31日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令に基づく改正です。

本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税における基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分の課税限度額の改正を行うものです。

議案書は、11ページから12ページまでとなります。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料12ページをお開きください。

12ページから13ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しております。

14ページにお進みください。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により説明いたします。

改正内容を説明する表は、左から順に、区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1、改正項目、国保税の課税限度額に規定する条例第2条第2項及び第2条第3項並びに第21条第1項の改正です。

改正内容は、国民健康保険税において、国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と後期高齢者の支援金を納付するために充てる後期高齢者支援金等課税分、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するための介護納付金課税分の3区分での課税となっており、現行は限度額区分が基礎課税分からそれぞれ63万円、19万円、17万円となっております。

これを今般の地方税法施行令の改正に1わせ、基礎課税分からそれぞれ65万円、20万円、17万円とし、合わせて3万円を引上げ、課税限度額の合計を現行の99万円から102万円とするものです。

資料の13ページにお戻りください。

資料の中段、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、議案第48号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1点目はですね、現行どおりに仮にいったとしたら基礎課税分は63万円。

ところが改正後になるとですね、それが63万円を超えて、63万何がしか、64万何がしかっていうふうになる方もおられるということですね。

というように、この改正によって影響を受ける方の世帯数がどのぐらいなのかなっていうのを1つお聞きしたいと思います。

それからですね、引き上げることによって、税収がアップするっていうことになるんだろうと思うんですけども、それがトータルでどのぐらいの増収といたしますか、増加になるのかっていうのが2点目のお聞きしたい点です。

それから、その限度額ぎりぎり基礎課税分で65万円。

一番上限になるような人たちの大ざっぱでいいので年収がどのぐらいの人たちがそういう限度額ぎりぎりになるかっていう、その年収大ざっぱで結構ですから、その3点お聞きします。

○税務課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） 現行63万円の限度額から65万円に限度額が改正となる基礎課税分につきましては、現行63万円の限度額の方につきましては、417世帯ございます。

これが65万円の改正後になりますと398世帯、限度額になる方については、19世帯へと減ることになりまして、417世帯から398世帯となります。

次に、後期高齢者支援金等課税分につきましては、現行19万円から20万円に上がることとなります。

こちらにつきましては、現行437世帯から改正後につきましては407世帯、30世帯の方が減る形になります。

2点目の御質問ではあります。

こちらによる、改正による税額の増額分につきましては、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分を合わせまして、1,233万2,000円となる見込みです。

それと3点目の御質問ではありますが、限度額を迎える方のおおよその収入ということではありますけども、改正後、医療分の所得で限度額を迎える方については、おおよそ1,124万6,000円、支援分につきましては、1,105万5,000円となっております。

こちらの想定につきましては、所得の計算におきましては、世帯主の方のみの収入で奥さんが1人、お子さんが2人いる方で想定をして計算をしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと聞き方が悪いし、ほんとにちょっと理解できないで申しわけないですけども、限度額を迎える方が現行だと417世帯、超の部分でね、417世帯で、それが65万円になったら398世帯に19世帯減りますということはわかったんだけど、私が聞いているのはですね、60、現行のままでいったらね、63万に収めればいいんだけど、これが改正されると63万何ぼとか64万何ぼとか、あるいは一番限度額で65万円払うっていうことになる人ですね。

つまり、この改正によって影響を受ける人がいるわけですね。

今までよりも幾らか、収入あるために幾らか、限度額は高くなるということですから、ちょっと聞き方悪くて申しわけないんだけど、そういうふうに影響を受ける、この改正によって影響を受ける世帯は何世帯ぐらいかなっていうふうに聞いたんだけど。

ちょっとすいません。

ちょっと理解できなくて申しわけありません。

○税務課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） お答えします。

基礎課税分につきましては、19世帯の方が影響を受けることになります。

19世帯分の差額につきましては、14万9,000円と見込まれます。

それから、後期高齢者支援金等課税分につきましては、30世帯の方が影響を受けることになります。

こちらにつきましては、30世帯分の差額ということで15万2,000円と見込まれてます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点確認したいんですけど、トータルで増える額が、1,233万2,000円というふうにおっしゃたかなと思うんですけど、トータルで税収が増える分、この改正によって増える分は1,233万2,000円という理解でよろしいですか。

そこをちょっと確認します。

○税務課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） お答えします。

今議員おっしゃられたとおりに、この改正によって増額する分が1,233万2,000円ということで間違いありません。

以上です。

○議長（西原 浩君） はい。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第13 議案第49号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第49号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

議案第49号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明い

たします。

議案書 13 ページをお開きください。

本条例の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が減少した方々に対する介護保険の第 1 号保険料の減免について、令和 4 年 3 月 14 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」により、昨年度に引き続き財政支援を継続することが国から示されたことから、減免対象期間の延長について条例附則の規定を改正しようとするものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の 15 ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明します。

附則第 8 条、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免について、第 1 項中、「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め、減免対象期間を延長するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものです。

以上で、議案第 49 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 48 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 14 議案第 50 号から日程第 16 議案第 52 号まで

○議長（西原 浩君） 日程第 14 議案第 50 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第 15 議案第 51 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第 16 議案第 52 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての 3 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議案第 50 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第 51 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第 52 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容については、規約変更理由及び改正要旨が同じでありますので、一括して説明をさせていただきます。

議案は 14 ページから 16 ページ、議案資料は 16 ページから 20 ページまでにそれぞれの規約の新旧対照表と共通資料をお示ししておりますが、議案本文の朗読と新旧対照表での説明は省略し、共通資料で御説明をいたします。

議案資料の 20 ページをお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約外 2 規約の変更についてになります。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の構成団体に、新たに1団体が加入したことに伴い、組合規約の一部変更について地方自治法第286条第1項の規定により組合構成団体の協議を求められたため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約変更理由及び改正要旨については、令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が加入したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組合規約の別表を一部改正するものです。

また、附則において、本規約変更の施行期日を、議案第50号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約及び議案第52号の北海道市町村職員退職手当組合規約については、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、議案第51号の北海道市町村総合事務組合規約については、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行すると定めるものです。

以上で、議案第50号、議案第51号及び議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第50号から議案第52号までの内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第53号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第53号工事請負契約の締結について、国営太陽光発電施設出力制御対応工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第53号の内容説明をいたします。

議案の17ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、国営太陽光発電施設出力制御対応工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、9,449万円。（内消費税及び地方消費税額859万円）。
- 4、契約の相手方、札幌市白石区菊水7条2丁目8番13号、株式会社北海道ジーエス・ユアササービス、代表取締役藤田真一。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

本工事は、国営太陽光発電施設に設置されているパワーコンディショナーの設定を変更し、出力制御ユニットやオンライン制御装置を取り付けてセットアップすることが工事内容に含まれていますが、本施設のパワーコンディショナーはジーエスユアサ製となっており、独自技術により製作されたものであることから、本工事を確実に施工できるのは、北

海道ジーエス・ユアササービスのみであるため、同者との見積合せを執行したところです。

見積合せの執行は6月2日、株式会社北海道ジーエス・ユアササービスから提出された見積額は、予定価格の範囲内であったことから、契約の相手方として決定することとし、現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年2月28日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の21ページをお開きください。

工事概要書ですが、工事名は国営太陽光発電施設出力制御対応工事。

目的は、2行目からとなりますが、平成29年に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）が改正され、送配電事業者から出力制御の協力を求められた場合には協力しなければならないこととされていた中で、令和元年9月付けで送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社から発電規模が10キロワット以上の太陽光発電施設に対して出力制御に対応するよう協力要請があったため、本工事を行うものです。

施工場所は、別海町全域。

工事内容は、配線・架台加工が45施設。

無線通信装置組立・取付が12組。

出力制御ユニット取付が31台。

ネットワークカード取付が14台。

オンライン制御装置組立・取付けが45台です。

22ページにお進みください。

具体的な履行場所は、こちらの施工場所位置図に記載している赤丸で示した45か所となります。

続いて、23ページから26ページには、機器取付詳細図、27ページには、通信構成図、28ページには、PSC接続図、29ページには、無線ユニット図、30ページには、通信ユニット図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第54号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第54号工事請負契約の締結について、大成53線地区農道改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第54号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、大成53線地区農道改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,401万円。（内消費税及び地方消費税額491万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海、代表取締役篠田巖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月12日から5月6日までの休日を除く15日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月2日、高玉建設工業株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、角川建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、4,938万円、最低入札価格は、4,910万円で、最低入札者であります本案の株式会社別海と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から11月21日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の31ページをお開きください。

工事の場所は、図面中央、道道大成西春別線と交差する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す295メートルの改良工事及び547.72メートルの舗装工事を車道幅員4.0メートルで行うものです。

資料32ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第55号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第55号工事請負契約の締結について、町道上春別原野54線舗装修繕工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第55号の内容説明をいたします。

議案の49ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方

自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道上春別原野54線舗装修繕工事。
- 2、契約方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,005万円。（内消費税及び地方消費税額455万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月12日から5月6日までの休日を除く15日間。

応募者数は4社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月2日、高玉建設工業株式会社、株式会社さんわ、三友舗道株式会社、丸建道路株式会社札幌支店の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,570万円、最低入札価格は4,550万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から10月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

工事の場所は、図面下側の道道西春別春別停車場線に接する部分及び図面中央の道道大成西春別線と交差する部分を合わせた計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す640メートルの舗装修繕工事を車道幅員5.5メートルで行うものです。

資料34ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第56号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第56号財産の取得について、スクールバスを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第56号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、取得する財産の種類及び数量、スクールバス1台。
- 2、取得の方法、指名競争入札による契約。
- 3、取得金額、2,198万7,590円。（内消費税及び地方消費税額198万9,540円）。
- 4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北北海道日野自動車株式会社中標津営業所、所長蓮見幸一。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月2日で、東北北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を含む最高入札価格は2,230万円、最低入札価格は2,198万7,590円で、最低入札者であります本案の東北北海道日野自動車株式会社中標津営業所と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月17日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の35ページをお開きください。

55ページまでが本案工事の資料となります。

事業名は、令和4年度スクールバス購入事業で、広野、福富、中西別47地区を運行するひとみ14号を更新するものです。

主要諸元は、型式、いすゞ2DG-RR2AJDV。

乗車定員は、45名。

全長、8.990メートル。

全幅、2.340メートル。

全高、3.035メートル。

総排気量、5.123リットル。

最大出力、220馬力となっています。

36ページには、正面図・背面図・側面図を記載しています。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第57号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第57号財産の取得について、空缶選別圧縮機を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第57号の内容説明をいたします。

議案の21ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、空缶選別圧縮機1基。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得金額、1,364万円。（内消費税及び地方消費税額124万円）。

4、取得の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目1番、ナラサキ産業株式会社北海道支社、執行役員北海道支社長小松誠一。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月2日で、ナラサキ産業株式会社北海道支社、鎌長製衡株式会社東京支店、株式会社大伸、メタウォーター株式会社北海道営業所の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を含む最高入札価格は2,655万円、最低入札価格は1,240万円で、最低入札者であります本案のナラサキ産業株式会社北海道支社と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月24日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の37ページをお開きください。

事業名の欄ですが、本空缶選別圧縮機は特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として購入予定とするものです。

主要諸元は、型式、達栄工業株式会社TP-1S。

処理能力は、1時間あたり300キログラム。

全長、5.07メートル。

全幅、0.80メートル。

全高、2.55メートルとなっています。

38ページには、上面図、側面図を記載しています。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第58号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第58号の内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に

関する法律第3条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは、令和3年度で5年間の計画期間が終了した、尾岱沼、床丹及び美原の3つの辺地です。

23ページにお進みください。

尾岱沼辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は1,349人、面積は29.4平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町。

地域の中心の位置は野付郡別海町尾岱沼港町155番地1。

辺地度数は124点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、公民館については、住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、改修を行う必要がある。

産業農林道については、保安林の整備を行うため林業専用道を新設する必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

施設名は、公民館、東公民館長寿命化改修事業で、事業主体は別海町、事業費1億7,000万円、財源内訳は一般財源が1億7,000万円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は1億7,000万円です。

次に、産業農林道、尾岱沼地区林道整備事業で、事業主体は北海道、事業費8,700万円、財源内訳は特定財源が6,525万円、一般財源が2,175万円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は2,160万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で事業主体は北海道農業公社、事業費840万円、財源内訳は特定財源が780万6,000円、一般財源が50万4,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は50万円です。

全施設の事業費合計額は2億6,540万円、辺地対策事業債の予定額を1億9,210万円とするものです。

次に、24ページをお開きください。

床丹辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は249人、面積は46.1平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町床丹。

地域の中心の位置は野付郡別海町床丹5番地101。

辺地度数は201点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、経営近代化施設について、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

施設名は、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で、事業主体は北海道農業公社、事業費 2,280 万円、財源内訳は特定財源が 2,143 万 2,000 円、一般財源が 136 万 8,000 円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を 130 万円とするものです。

続いて、25 ページにお進みください。

美原辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は 243 人、面積は 66.0 平方キロメートルです。

1 の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町美原。

地域の中心の位置は野付郡別海町美原 66 番地 24。

辺地度点数は 192 点です。

次に、2 の整備を必要とする事情ですが、交通道路について、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要があるというものです。

3 の整備計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間となります。

施設名は、交通道路、橋梁長寿命化補修事業で、事業主体は別海町、事業費 1,526 万円、財源内訳は特定財源が 923 万 2,000 円、一般財源が 602 万 8,000 円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を 580 万円とするものです。

以上で、議案第 58 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 58 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 23 議案第 59 号

○議長（西原 浩君） 日程第 23 議案第 59 号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○水産みどり課長（田村康行君） 議長。

○議長（西原 浩君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（田村康行君） 議案第 59 号について内容説明をいたします。

議案書の 26 ページをお開きください。

本案につきましては、北海道で実施しています尾岱沼漁港の整備事業に基づく、衛生管理を目的とした係留施設を造成するための公有水面埋立て工事が、令和 4 年 4 月 27 日をもって竣工が認可されたことに伴い、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、公有水面の埋立てによって、町の区域内に新たに生じた土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てにより生じた土地を別海町の区域に編入することに対し、北海道知事に届出をするため、議会の議決を求めるものであります。

所在等につきましては、本文を朗読させていただきます。

- 1、所在、野付郡別海町尾岱沼港町 317 番、179 番 2 地先の公有水面埋立地。
- 2、地積、1,684.99 平方メートル。
- 3、編入する区域、野付郡別海町尾岱沼港町。

詳細につきましては別冊議案資料で説明いたします。

39ページをお開きください。

尾岱沼漁港の公有水面埋立区域図となっております。

場所は、野付漁業協同組合事務所第一・第二市場、製氷・荷捌き施設前の岸壁であり、図面の上部は公有水面、下部が陸地となっております。

埋立区域につきましては、図面中央よりやや下の斜線が横長に引いてある箇所となります。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 報告第5号から日程第27 報告第8号まで

○議長（西原 浩君） 日程第24 報告第5号令和3年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第25 報告第6号令和3年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について、日程第26 報告第7号令和3年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第27 報告第8号令和3年度別海町水道事業会計予算繰越計算書についての4件については、別海町会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第5号から第8号の4件について、一括して説明させていただきます。

議案の27ページをお開きください。

報告第5号から第8号につきましては、令和4年度へ予算を繰り越す繰越計算書を、一般会計、下水道等事業会計及び水道事業会計において調製しましたので、議会に報告するものです。

各報告について、順次、説明させていただきます。

初めに、報告第5号につきましては、令和3年度別海町一般会計補正予算第6号、第8号及び第9号で設定した繰越明許費について、その全額または一部を令和4年度へ繰越とする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

28ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和3年度別海町一般会計補正予算第6号、第8号及び第9号で設定しました金額欄の金額に対し、全額または一部について、令和4年度へ繰越した額を翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳につきましては、未収入の特定財源及び一般財源となります。

初めに、2款総務費は2件で1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業小中学校等対策経費は、小中学校の感染対策用衛生消耗品などを購入するもので、繰越額は1,485万円、財源内訳は道支出金が742万5,000円、一般財源が742万5,000円です。

続いて、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍管理システム改修事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係る住民記録システムの改修を行うもので、繰越額は272万8,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯等に対し、1世帯あたり10万円を給付する国による事業で、繰越額は4,291万1,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

4款衛生費、1項保健衛生費は2件で、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、5歳以上15歳以下の子どもの新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用や事務費で、繰越額は1,058万3,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

次の新型コロナウイルスワクチン追加接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種に係る接種費用や事務費で、繰越額は5,820万2,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

6款農林水産業費、1項農業費は2件で畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴う道東あさひ畜産クラスター協議会への間接補助で、繰越額は10億1,767万8,000円、財源内訳は全額が道支出金です。

次の道営農道整備事業は、北矢白別地区道営農道整備事業における土砂流出対策工事への負担金で、繰越額は121万2,000円、財源内訳は町債が100万円、一般財源が21万2,000円です。

6款農林水産業費、2項広域農業対策費、農業水路等長寿命化事業は、一般会計において風連1号及び2号配水池の防水塗装工事を行うもので、繰越額は4,522万7,000円、財源内訳は国庫支出金が1,924万6,000円、その他として水道事業会計からの負担金2,598万1,000円です。

8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業は、グリーンハイツ及びイーストタウン寿団地2号棟の長寿命化改修工事関連経費で、繰越額は2億915万1,000円、財源内訳は国庫支出金が5,597万2,000円、町債が1億5,250万円、一般財源が67万9,000円です。

13款給与費、1項給与費は2件で、職員経費と次の会計年度任用職員経費は、いずれも新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る人件費で、職員経費は繰越額が377万7,000円、会計年度任用職員経費は繰越額が162万3,000円、財源内訳はいずれも全額が国庫支出金です。

繰越明許費に係る事業は全11事業で合計の欄になりますが、金額15億8,832万2,000円の設定に対し、翌年度繰越額合計は14億794万2,000円です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が1億9,504万2,000円、道支出金が10億2,510万3,000円、町債が1億5,350万円、その他水道事業会計からの負担金が2,598万1,000円、一般財源が831万6,000円です。

次に、報告第6号です。

29ページにお進みください。

報告第6号につきましては、令和3年度において、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため支出が終わらなかったものについて、令和4年度へ繰越とする事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

30ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書になります。

2件を繰り越しており、いずれも令和2年度予算を令和3年度へ明許繰越し、令和3年度から令和4年度へさらに繰越したものととなります。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、光ファイバ整備事業は、翌年度繰越額が28億9,190万円、財源内訳は既収入特定財源が7億8,380万円、未収入特定財源のうち国庫支出金が21億484万円、道支出金が326万円となります。

なお、既収入特定財源については、財源として予定していた町債について、令和3年度に借入を行ったことによるものです。

理由については、ケーブル等の資材の調達及び施工体制の確保が新型コロナウイルス感染拡大の影響で難航し、年度内で事業が完了しなかったことによるものです。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、畜産クラスター事業は、翌年度繰越額が1億5,259万6,000円、財源内訳は全額が道支出金です。

理由については、施設整備事業において自動給餌機をカナダから輸入し設置する予定としましたが、昨年11月にカナダ西部で起きた集中豪雨に伴う被害により、予定どおりに輸入することができなかったため、年度内に事業が完了しなかったことによるものです。

事故繰越に係る事業は、全2事業で合計の欄になりますが、翌年度繰越額合計は30億4,449万6,000円、既収入特定財源は7億8,380万円、未収入の特定財源内訳は国庫支出金が21億484万円、道支出金が1億5,585万6,000円です。

次に、報告第7号です。

31ページにお進みください。

報告第7号につきましては、令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算第2号で設定した繰越明許費について、令和4年度へ繰越とする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

32ページをお開きください。

令和3年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算第2号で設定しました金額欄の金額に対し、令和4年度へ繰越した額を翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳につきましては、未収入の特定財源及び一般財源となります。

初めに、2款下水道施設費、1項下水道施設費、特定環境保全公共下水道事業は、別海終末処理場のコントロールセンターや補助継電器盤などの電気計装設備の更新を地方共同法人日本下水道事業団に委託し実施するもので、繰越額は1,000万円、財源内訳は国庫支出金が550万円、町債が450万円です。

次に、3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、農業集落排水事業は、中春別地区排水処理施設の電磁流量計や流量調整槽などの水位計、中継ポンプ等の電気設備の改修及び更新を行うもので、繰越額は3,334万円、財源内訳は国庫支出金が1,667万8,000円、町債が1,660万円、一般財源が6万2,000円です。

繰越明許費に係る事業は全2事業で合計の欄になりますが、金額4,334万円の設定に対し、翌年度繰越額合計は4,334万円です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が2,217万8,000円、町債が2,110万円、一般財源が6万2,000円です。

なお、本町の下水道事業は4月1日より地方公営企業法を適用することとし、下水道事業特別会計から下水道等事業会計に移行しましたので、今回、繰り越した特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の予算につきましては、移行した下水道等事業会計において執行することになります。

続いて、報告第8号です。

33ページにお進みください。

報告第8号につきましては、令和3年度水道事業会計予算における建設改良費の一部について、令和4年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

34ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業会計予算繰越計算書で、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は農業水路等長寿命化事業負担金で3,838万5,700円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は2,598万1,000円となります。

財源内訳は企業債が2,590万円、残りの8万1,000円が当年度損益勘定留保資金です。

繰越の理由につきましては、町の一般会計で行う農業水路等長寿命化事業の一部が繰越となったことによるものです。

以上で、報告第5号から第8号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員